

給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検査申請書

燕・弥彦総合事務組合 管理者 様

下記の給水装置工事について、水道法第25条の4第3項及び燕・弥彦総合事務組合給水装置工事施工指針第14章に基づく自主検査の結果、下記の検査項目に適合していることを確認しましたので、報告のうえ、燕・弥彦総合事務組合水道給水条例第7条第2項に基づく竣工後工事検査を申請します。

なお、この報告の後、当該給水装置工事に瑕疵があった場合は、当方の責任において対処いたします。

		提出日	年	月	日
報告者 申請者	指定給水装置工事事業者 ①	給水装置工事主任技術者 ①			
工事場所	申込者				
自主検査項目	(1)	給水装置工事竣工報告書の記載内容のとおり施工されているか	適・否		
	(2)	漏水が発生していないか(耐圧試験を実施し確認)	適・否		
	(3)	配管の口径、経路、延長、埋設深度、接合方法が適切であるか	適・否		
	(4)	集合住宅等で複数の水道メーターを設置する場合、誤配管がされていないか	適・否		
	(5)	第一止水栓の設置状況、および操作に支障がないか	適・否		
	(6)	水道メーターは逆付けや片寄りがなく、水平であり、台座は最上段に設置しているか	適・否		
	(7)	水道メーター、メーターボックスの設置位置は、検針・取替えに支障がないか	適・否		
	(8)	水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な処置がなされているか	適・否		
	(9)	給水用具が性能基準適合品であるか	適・否		
	(10)	逆流防止のための給水用具の設置、吐出口空間が確保されているか	適・否		
	(11)	通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーターを経由しているか	適・否		
	(12)	給水用具の吐出量、動作状況などについての異常がないか	適・否		
	(13)	水質に異常(臭気、異物、塩素の揮発)がないか	適・否		
その他	検査用の写真等の提出(メーターの位置が分かる写真、メーターボックス内の状況が分かる写真、メーター番号が識別できる写真、耐圧試験の実施にかかる写真)			可・不可	

※水道局処理欄

水道法第19条第2項第3号、燕・弥彦総合事務組合水道給水条例第7条第2項及び同給水装置工事指針第14章に基づく水道局竣工後工事検査

工事種別	・新設	・改造	・修繕	受付番号	新・改・修	—
確認項目	(1)	検査は施主への引き渡し前に行われたか			適・否	
	(2)	自主検査が十分に行われていたか			適・否	
	(3)	給水装置工事竣工報告書等の提出が検査日の3日前までにあったか			適・否	
	(4)	現地検査は、給水装置工事主任技術者の立会者のもとで行ったか			適・否	
	(5)	手直しの指示をした竣工報告書が検査日から3日以内に再提出されたか			適・否	
名義変更	・変更済	・変更不要	・後日変更(月 日 済)	残留塩素		
特記事項						
検査日	年	月	日	午前・午後	:	検査員